



宍粟市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

宍粟市高齢者福祉計画 第9期宍粟市介護保険事業計画 (案)

【第5章～第7章】

令和6年1月
宍粟市

第5章 介護保険事業等の体制

本市では、介護サービスの充実を図るため、これまで介護保険事業計画に基づき施設・居住系サービスの整備に取り組むなど、サービス提供基盤の整備を図ってきました。今後、高齢化が進むなか、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加が見込まれており、高齢者が地域のつながりのなかでいきいきと暮らせるよう、在宅サービスの充実が求められています。しかし、その一方では、全国的にも介護人材不足が深刻な状況となっており、本市も例外でなく介護人材不足などの影響から事業規模の縮小を検討する動きもあることから、介護サービスの基盤となる介護人材の確保対策に取り組み、引き続き安定した介護サービスの提供に努めます。

また、通所介護、地域密着型通所介護について、本市は兵庫県及び全国の平均よりも多い事業所数となっており、第9期計画期間においては、今ある事業所数で利用をまかなえる見込みとなっています。今後は、今ある事業所で提供されるサービスの特徴を活かし、サービスの選択肢を増やすことで利用者の利便性を高めていくこととし、新たな事業所指定については需要と供給のバランスを保てるよう適切に調整します。

介護保険制度では、小規模多機能型居宅介護等をさらに普及させる観点から、市の指定である地域密着型通所介護が市町村介護保険事業計画で定める見込量に達しているとき等に、介護事業所の指定拒否ができる仕組みが設けられています。また、通所介護は都道府県の指定ですが、市町村長は、市町村介護保険事業計画で定める見込量に既に達している等の場合には、新たに介護事業所の指定をしないことや条件を付す等、都道府県知事に対して指定にあたって協議を求めることができます。

通所介護サービス等提供事業所数比較

【事業所数】		宍粟市	兵庫県	全国
通所介護 (県指定)	人口10万人あたりサービス提供事業所数	30.5事業所	17.2事業所	19.9事業所
	(実際の事業所数)	(11事業所)	(942事業所)	(25,001事業所)
地域密着型通所介護 (市指定)	人口10万人あたりサービス提供事業所数	44.4事業所	16.9事業所	15.8事業所
	(実際の事業所数)	(16事業所)	(928事業所)	(19,855事業所)
認知症対応型通所介護 (市指定)	人口10万人あたりサービス提供事業所数	0事業所	2.3事業所	2.6事業所
	(実際の事業所数)	(0事業所)	(124事業所)	(3,268事業所)
通所介護事業等 全体計	人口10万人あたりサービス提供事業所数	74.9事業所	36.4事業所	38.3事業所
	(実際の事業所数)	(27事業所)	(1,994事業所)	(48,124事業所)

厚生労働省が運営する地域包括ケア「見える化システム」より(令和3年(2021年)時点)

通所介護サービス等提供事業所受入可能人数と第9期計画値を比較

【定員数】			宍粟市
通所介護 (県指定)	サービス提供事業所数		10 事業所
	定員数		6,831 人
	第9期計画値	令和6年度	4,327 人
		令和7年度	4,327 人
		令和8年度	4,327 人
地域密着型通所介護 (市指定)	サービス提供事業所数		12 事業所
	定員数		4,577 人
	第9期計画値	令和6年度	3,074 人
		令和7年度	3,143 人
		令和8年度	3,211 人
認知症対応型通所介護 (市指定)	サービス提供事業所数		0 事業所
	定員数		0 人
	第9期計画値	令和6年度	0 人
		令和7年度	0 人
		令和8年度	0 人
通所介護事業等 全体計	サービス提供事業所数		22 事業所
	定員数		11,408 人
	第9期計画値	令和6年度	7,401 人
		令和7年度	7,470 人
		令和8年度	7,538 人

・「定員数」は事業所のひと月の開所日を 23 日と仮定して事業所全体の受入可能人数を算出

・「計画値」はひと月あたりの延人数

(1)在宅サービスの推進

① 訪問介護

ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問し、食事、入浴、排せつ等の身体介護や洗濯、掃除等の生活支援を行うサービスです。

令和5年9月末時点で、市内では10事業所が訪問介護事業を実施しています。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護	回数(回/月)	5,382	5,337	5,337	5,337	5,337
	人数(人/月)	269	269	269	269	269

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

利用者の自宅を、入浴設備や簡易浴槽を積載した移動入浴車で訪問し、入浴介護を行うサービスです。

令和5年9月末時点で、市内で実施する事業所がないため、市外の事業所によりサービスを提供しています。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴介護	回数(回/月)	76	86	83	78	74
	人数(人/月)	20	24	23	22	21
介護予防訪問入浴介護	回数(回/月)	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護事業所の看護師などが要介護者等の利用者の自宅を訪問し、主治医と連携をとりながら、病状の観察、療養上の世話や診察の補助を行うサービスです。

令和5年9月末時点で、市内には6事業所が訪問看護事業を実施しています(保険医療機関のみなし指定を除く)。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問看護	回数(回/月)	2,108	2,279	2,364	2,449	2,534
	人数(人/月)	249	258	267	276	285
介護予防訪問看護	回数(回/月)	465	494	494	494	494
	人数(人/月)	73	71	71	71	71

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が利用者の自宅を訪問し、日常生活の自立を支援するために、心身の機能維持、回復を目的としたリハビリテーションを行うサービスです。

市内においては保険医療機関において実施しています。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問リハビリテーション	回数(回/月)	152	118	118	118	118
	人数(人/月)	15	11	11	11	11
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回/月)	8	8	8	8	8
	人数(人/月)	1	1	1	1	1

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な人の自宅に、医師や歯科医師、薬剤師などが訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

市内においては保険医療機関において実施しています。

今後の見込み

区分	単位	実績	実績見込み	見込み		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅療養管理指導	人数(人/月)	163	175	187	200	214
介護予防居宅療養管理指導	人数(人/月)	11	10	11	11	11

⑥ 通所介護

利用者がデイサービスセンターに通い、入浴や排せつ、食事の提供など日常生活上の支援や、生活行為向上のための機能訓練を行うサービスです。

令和5年9月末時点で、市内には10事業所が通所介護事業を実施しています。

現在の市内事業所の定員を基に、通所介護事業等全体で概ね利用者の受け入れが可能である見込みであることから、第9期計画においては、兵庫県による新たな指定に関しては本市への協議を求めます。

今後の見込み

区分	単位	実績	実績見込み	見込み		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所介護	回数(回/月)	4,490	4,327	4,327	4,327	4,327
	人数(人/月)	395	389	389	389	389

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

利用者が介護老人保健施設や医療機関等に通い、心身機能の維持回復のためのリハビリテーションを日帰りで受けられるサービスです。

令和5年9月末時点で、市内には5事業所が通所リハビリテーション事業を実施しています。

今後の見込み

区分	単位	実績		見込み		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所リハビリテーション	回数(回/月)	1,582	1,543	1,543	1,543	1,543
	人数(人/月)	220	212	212	212	212
介護予防通所リハビリテーション	人数(人/月)	106	113	120	128	136

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所して、入浴や排せつ、食事等の介護、そのほか、日常生活上の世話や機能訓練を受けられるサービスです。

令和5年9月末時点で、市内では6事業所が短期入所生活介護事業を実施しています。

今後の見込み

区分	単位	実績		見込み		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所生活介護	日数(日/月)	2,569	2,385	2,403	2,420	2,438
	人数(人/月)	182	183	184	185	186
介護予防短期入所生活介護	日数(日/月)	15	14	14	14	14
	人数(人/月)	3	3	3	3	3

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

療養が必要になり、家族が病気などで介護できなくなったときに、介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練を受けられるサービスです。

令和5年9月末時点で、市内では1事業所が短期入所療養介護事業を実施しています。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所療養介護	日数(日/月)	466	517	517	517	517
	人数(人/月)	41	38	38	38	38
介護予防短期入所療養介護	日数(日/月)	8	8	8	8	8
	人数(人/月)	2	1	1	1	1

⑩ 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、在宅の要介護認定者が介護保険から給付されるサービスを適正に利用できるように、介護支援専門員が心身の状況や生活環境、本人や家族の希望を勘案して、居宅サービス計画の作成や居宅サービス事業者との連絡調整等のケアマネジメントを行うサービスです。

令和5年9月末時点で、居宅介護支援は市内で19事業所が事業を実施しています。

介護予防支援は地域包括支援センターと事業委託をした居宅介護支援事業所で実施しています。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護支援	人数(人/月)	1,157	1,125	1,125	1,125	1,125
介護予防支援	人数(人/月)	368	373	378	383	388

⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

在宅の要介護者等に、車いす(付属品含む)、特殊寝台(付属品含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト(つり具を除く)、自動排泄処理装置の貸与を行うことにより、在宅における日常生活を支援するサービスです。

令和5年9月末時点で、市内では2事業所が福祉用具貸与事業を実施しています。

なお、要支援認定者等への福祉用具貸与は、利用者の自立支援に十分な効果を上げる観点から、その状態像から利用が想定しにくい品目については原則として保険給付の対象外となり、一定の要件に合致した場合のみ利用可能となっています。

今後の見込み

区分	単位	実績		見込み		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉用具貸与	人数(人/月)	737	740	743	746	749
介護予防福祉用具貸与	人数(人/月)	275	286	297	309	321

⑫ 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

入浴や排せつなどに使用する福祉用具(腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、排泄予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分)について、対象購入費10万円(1年単位)を上限に、収入等に応じて定められた割合により介護保険から支給するサービスです。

令和5年9月末時点で、市内では2事業所が特定福祉用具販売事業を実施しています。

今後の見込み

区分	単位	実績		見込み		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定福祉用具購入費	人数(人/月)	13	12	15	15	15
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人/月)	4	4	4	4	4

⑬ 住宅改修費・介護予防住宅改修費

手すりの取付けや段差解消などの小規模な住宅改修を行うことで、利用者が住み慣れた住宅で安心して生活することができるよう、対象経費20万円を上限に、収入等に応じて定められた割合により介護保険から支給するサービスです。

今後の見込み

区分	単位	実績		見込み		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修費	人数(人/月)	10	8	8	8	8
介護予防住宅改修費	人数(人/月)	4	5	5	5	5

⑭ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供
するサービスです。

令和5年9月末時点で、市内では1事業所が小規模多機能型居宅介護事業を実施しています。

第9期計画においては、需要と事業者の参入意向等を注視し、必要に応じて公募を検討します。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小規模多機能型居宅 介護	人数(人/月)	15	16	15	15	15
介護予防小規模多機 能型居宅介護	人数(人/月)	0	0	0	0	0

⑮ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。

認知症対応型通所介護は、2事業所指定を行っていますが、通所介護事業所が認知症の人も受け入れることができているため、事業を休止している状況です。サービスの需要状況に変化があった場合は、休止している事業所に再開を打診していきます。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型通所介 護	回数(回/月)	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応 型通所介護	回数(回/月)	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0

⑩ 地域密着型通所介護

要介護認定者の心身機能の向上を目的に、小規模なデイサービスセンターに日帰りで通う利用者に対して、入浴・食事の提供、健康チェック、生活指導、ADL(日常生活動作)の向上のための機能訓練等を行うサービスです。

令和5年9月末時点で、市内では12事業所が地域密着型通所介護事業を実施しています。

現在の市内事業者の定員を基に、通所介護事業所等全体で概ね利用者の受け入れが可能の見込みとなっています。しかしながら、一部地域には事業所がなく、送迎が利用者と事業所の双方に負担となっている状況があります。そのため、サービスが届きにくい地域の解消が見込まれる場合などに限り、新たな指定を行います。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型通所介護	回数(回/月)	3,066	3,006	3,074	3,143	3,211
	人数(人/月)	323	312	319	326	333

⑪ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回訪問や、随時通報を受けることで、利用者の自宅を訪問し、日常生活上の世話や療養上の世話を24時間対応で受けることのできるサービスです。

令和5年9月末時点で、市内では1事業所が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を実施しています。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人/月)	8	11	11	11	11

⑫ 夜間対応型訪問介護

定期的な巡回訪問や、随時通報を受けることで、利用者の自宅を訪問し、日常生活上の世話や療養上の世話を24時間対応で受けることのできるサービスです。

現在、市内に対象施設はなく、第9期計画においては需要と事業者の参入意向等を注視していきます。

⑬ 看護小規模多機能型居宅介護

訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスで、医療ニーズや中重度の要介護者の地域生活を支え、退院後の在宅サービスへのスムーズな移行や、家族介護者などの負担軽減を図る上で有効なサービスです。

現在、市内に対象施設はなく、第9期計画においては需要と事業者の参入意向等を注視していきます。

⑳ 介護予防・生活支援サービス

介護予防・生活支援サービスは平成29年度より開始され、要介護認定の結果が要支援1・2の方と、基本チェックリストの結果が事業対象者に該当した方が利用できます。

訪問型サービス(介護予防・家事援助)は、ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問し、食事や入浴、排せつ等の身体介護や洗濯等の生活支援を行うサービスです。

通所型サービス(介護予防・自立支援)は、デイサービスセンターに通い、生活機能を維持向上し要介護状態を予防するための機能訓練や、自立した生活の維持を目的とした体操やレクリエーション等を行います。通所型サービス(短時間)は、短時間通所サービス事業所に通い、体力の向上を目的とした運動プログラムを行い、高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資するサービスです。

訪問型サービス、通所型サービスともに在宅での生活を支えるサービスです。

短時間通所サービスは、現在の市内事業所の定員を基に、概ね利用者の受け入れが可能の見込みとなっていますが、一部地域には事業所がなく、送迎が利用者と事業所の双方に負担となっている状況があります。そのため、サービスが届きにくい地域の解消が見込まれる場合などに限り、新たな指定を行います。

今後の見込み

区分		単位	実績	実績見込み	見込み		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービス	介護予防訪問サービス	人数(人/月)	93	94	95	95	95
	家事援助訪問サービス	人数(人/月)	25	25	25	25	25
通所型サービス	介護予防通所サービス	人数(人/月)	163	171	175	175	175
	自立支援通所サービス	人数(人/月)	45	40	40	40	40
通所型サービス	短時間通所サービス	延人数(人/月)	568	560	560	560	560

(2)施設・居住系サービスの推進

① 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム(ケアハウス)等に入所している要介護者等について、介護サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護や、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うサービスです。

現在、市内に対象施設はなく、利用者はすべて市外でのサービス利用となっています。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定施設入居者生活介護	人数(人/月)	12	15	17	19	21
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人/月)	3	4	5	6	8

② 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

比較的安定した状況にある認知症の要支援・要介護認定者が、身近な地域で家庭的な雰囲気のもと共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事等の介助や機能訓練等を行うサービスです。

令和5年9月末時点で、市内では4施設8ユニット(定員合計72人)のグループホームがあります。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型共同生活介護	人数(人/月)	73	73	72	72	72
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人/月)	0	0	0	0	0

③ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設(入居施設)です。

現在、市内に対象施設はなく、第9期計画においては需要と事業者の参入意向等を注視していきます。

④ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が30人未満の小規模な特別養護老人ホーム(入所施設)です。

現在、市内にはサービスを提供できる事業所はなく、利用者は市外でのサービス利用となっています。

今後の見込み

区分	単位	実績	実績見込み	見込み		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人/月)	1	1	1	1	1

⑤ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

定員が30人以上の特別養護老人ホーム(入所施設)です。寝たきりや認知症のために常時介護が必要で、自宅で介護を受けることが困難な人が入所し、食事や入浴、排せつなどの日常生活上の支援や介護を受けることのできる施設です。現在、市内には6施設390床の特別養護老人ホームがあります。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の利用者数は、市外の施設利用を含めて大きく増加はしない見込みであることから、第9期計画では新規整備は実施しないこととします。

今後の見込み

区分	単位	実績	実績見込み	見込み		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	人数(人/月)	428	427	432	437	442

⑥ 介護老人保健施設

病状が安定期にある人などが、機能訓練によって在宅への復帰をめざす施設です。医師による医学的管理のもと、看護や介護、リハビリテーションのほか、食事、入浴などの日常生活サービスを受けることができます。現在、市内には1施設(90床)の介護老人保健施設があります。

介護老人保健施設の利用者数は、市外の施設利用を含めて大きく増加はしない見込みであることから、第9期計画では新規整備は実施しないこととします。

今後の見込み

区分	単位	実績	実績見込み	見込み		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人保健施設	人数(人/月)	152	137	159	165	171

⑦ 介護医療院

長期にわたり療養が必要な要介護認定者に対し、日常的な医学管理や看取り、ターミナル等の医療機能と生活施設としての機能を提供する施設です。

利用者数は大きく増減を示す傾向はない見込みであり、市内での整備予定はありません。利用者は市外でのサービス利用となっています。

今後の見込み

		実績	実績見込み	見込み		
区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護医療院	人数(人/月)	8	7	7	7	7

(3)高齢者福祉施設の充実

① 養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的な事情によって在宅で生活することが困難な概ね65歳以上の高齢者を対象に入所措置を行う施設です。この施設では、入所者が自立した日常生活を送れるよう必要な指導及び援助を行い、要介護状態になった場合には、施設において介護保険の居宅サービスが適用されます。

市内には1施設(定員50人)あり、令和5年9月末現在33人が入所しています。本市においては、市内外施設合わせ22人を措置しており、今後も心身や生活の状況等に応じ、必要な人に対して入所措置を行います。

② 軽費老人ホーム(ケアハウス)

60歳以上で、身のまわりのことは自分でできるものの、身体機能が低下しており在宅で生活することが困難な人が、低額な料金で入居できる施設です。要介護状態になった場合には、施設において介護保険の居宅サービスが利用できます。

現在、市内には1施設(定員30人)あります。利用希望者からの入所等に関する問い合わせには必要な情報提供を行います。

③ 有料老人ホーム

高齢者が入居し、食事や日常生活の援助が受けられる老人ホームで、老人福祉施設(特別養護老人ホームや養護老人ホーム、軽費老人ホームなど)でないものと定義されます。施設は、介護保険制度対象外ですが、介護付き有料老人ホームの場合は、介護保険の特定施設入居者生活介護の適用を受けるものと、介護保険の居宅サービスの適用を受けるものに分かれます。

現在、市内に対象施設はありませんが、近隣自治体にはあることから、今後も利用希望者に必要な情報提供を行います。

④ サービス付き高齢者向け住宅

見守り、生活相談などのサービスを受けられるバリアフリー化された賃貸住宅です。施設への入居は介護保険制度対象外ですが、施設内での介護サービスには介護保険の特定施設入居者生活介護の適用を受けるものと、介護保険の居宅サービスの適用を受けるものもあります。

現在、市内には2施設(定員合計30人)あり、施設に関する問い合わせに対しては窓口や電話で個別に対応しています。

サービス付き高齢者向け住宅入居者のサービス担当者会議等に積極的に参加し、介護サービス等の提供状況の把握に努めます。

(4)低所得者のサービス利用に対する支援

① 特定入所者介護(介護予防)サービス費の支給

低所得者の要支援・要介護認定者が施設サービスや短期入所サービスを利用し、所得や資産等が一定基準以下の場合に、食費や居住費において限度額を超える部分が介護保険から現物給付されるサービスです。対象者が確実に軽減を受けられるよう制度の周知に努めます。

② 訪問介護等利用者負担軽減事業

障がい者施策におけるホームヘルプサービスを利用していた低所得者が、65歳に到達等により介護保険制度の適用を受けることになった場合に、訪問介護サービス等の継続的な利用を促進するため、利用者負担額の軽減を図るものです。障がい福祉担当課と連携し、訪問介護等利用者負担軽減事業の周知を行っていきます。

③ 社会福祉法人による利用者負担の軽減

社会福祉法人の提供する介護サービスを利用する際、収入、預貯金、扶養などの一定の要件を満たす人は、申請により利用料及び食費・居住費(滞在費)を一定割合で軽減します。対象者へ確実に利用者負担額等の軽減が受けられるよう制度の周知に努めることに加え、市内の全ての社会福祉法人で軽減事業が実施されるよう働きかけを継続します。

(5)介護保険事業の適正な運営

高齢者の自立支援に向けた適切なサービスが提供されることを目的とした介護給付の適正化、介護認定が適切に判定されることを目的とした介護認定審査会委員等の資質の向上に取り組んでいます。

① 介護給付適正化事業の推進(宍粟市介護給付適正化計画)

兵庫県国民健康保険団体連合会(国保連)のデータを活用し、介護給付適正化主要3事業を着実に実施することにより、適切な介護サービスの提供を確保するとともに、持続可能な介護保険制度の構築に資するよう努めます。

項目	内容
要介護認定の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・介護認定調査員研修を開催し、認定調査の平準化と調査員の資質向上を図ります。 ・認定調査票を点検し、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。 ・介護認定審査会委員研修を開催し、介護認定審査会合議体間で認定差が生じないよう平準化に努めます。
ケアプランの点検、住宅改修・福祉用具の点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン点検では、サービス利用者が真に必要とする過不足のないサービス提供を確保するとともに、状況に適合していないサービスが含まれていないかを点検し、必要に応じて介護支援専門員を支援・指導します。 ・住宅改修点検では、事前に利用者の実態、改修理由や改修内容の点検を行います。工事完了後には申請どおり適切な工事が行われたかの確認を行い、不適切又は不要な住宅改修が行われないよう確認・指導に取り組みます。 ・福祉用具点検では、福祉用具の必要性や利用状況等の点検を行い、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与が行われないよう確認・指導に取り組みます。調査対象者の絞り込みに給付実績帳票を活用することで効果的に調査を実施します。
縦覧点検・医療情報との突合	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者の医療情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、重複請求が無いよう確認・指導に取り組みます。 ・受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況等を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数、算定日数の点検を行い、過誤請求、不正請求の発見や防止に取り組みます。 ・不適正な請求があった場合には、過誤調整や不当利得返還など適切な措置を行います。

●目標指標

	現状値	目標値
認定調査票・主治医意見書の点検	全件	現状維持
介護認定調査員研修会の開催	1回	現状維持
介護認定審査会委員研修会の開催	1回	現状維持
ケアプラン点検を実施したプラン数	10件	現状維持
ケアマネジメント適正化に関する研修・情報提供	1回	現状維持
住宅改修申請内容の確認件数	全件	現状維持
福祉用具購入・貸与の確認実施回数	毎月	現状維持
医療情報との突合の実施回数	毎月	現状維持
縦覧点検の実施回数	毎月	現状維持

② 監査等の体制

介護報酬不正請求の排除、適切なサービス提供を図るため、県と連携した事業所に対する実地指導の実施を通じて、運営基準等の徹底やサービスの質の向上を図ります。

また、サービス事業所に対し、必要な助言、指導等を行い、介護保険制度への信頼維持及び利用者の保護に努めます。

③ 介護認定審査会の簡素化の検討

一定の要件を満たす申請について、審査判定プロセスを合理化することについて検討していきます。

(6)利用者が適切にサービスを選択できることへの支援

利用者が介護サービス情報を入手し、比較・検討して適切に事業所を選択できるようにするため、市ホームページに介護サービス情報公共システムのバナー添付や、市からの通知書に当該システムの URL を記載し、周知に努めます。また、事業者から経営情報が適切に報告されるよう必要な対応を行います。

また、高齢者が住み慣れた地域生活を継続できるようにするため、配食や見守り等生活支援等サービスの情報をまとめた「しろう地域宝物リスト」をホームページに公表し周知に努めます。

(7)共生型サービスの検討

国における指定基準等の情報や共生型サービスへの事業所参入の意向を把握し、障がい福祉サービスとの連携を図りながらサービス提供体制に関する検討を行います。

第6章 介護サービス事業費の見込みと介護保険料

1 給付費の見込み

(1)介護給付費

必要サービス量に基づいて算出した介護給付費は、次の通りです。

(千円)

	実績		実績見込み	見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅介護サービス							
訪問介護	214,419	205,610	206,610	209,527	209,792	215,643	215,680
訪問入浴介護	11,957	10,816	12,288	11,967	11,179	10,833	10,683
訪問看護	111,447	118,409	127,933	134,603	139,644	144,614	147,814
訪問リハビリテーション	5,787	5,707	4,393	4,455	4,461	4,461	4,461
居宅療養管理指導	14,729	15,700	19,166	20,752	22,156	23,696	24,232
通所介護	415,764	415,080	400,630	406,286	406,800	412,000	416,182
通所リハビリテーション	153,337	155,480	150,814	152,943	153,136	154,668	156,304
短期入所生活介護	262,861	251,190	233,402	238,446	240,499	247,013	248,830
短期入所療養介護(老健)	62,950	57,152	61,575	62,445	62,524	63,094	62,524
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	112,250	115,828	116,272	116,606	117,285	117,964	120,825
特定福祉用具購入費	4,918	5,369	4,908	6,053	6,053	6,053	6,053
住宅改修費	11,271	11,553	9,350	9,350	9,350	9,350	9,350
特定施設入居者生活介護	27,213	27,513	34,148	39,085	43,595	48,504	48,055
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8,624	13,359	13,762	13,956	13,974	14,209	13,974
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	286,118	293,114	287,308	298,654	306,331	317,208	321,227
認知症対応型通所介護	33	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	62,928	37,556	42,657	40,162	40,213	41,475	40,213
認知症対応型共同生活介護	224,649	223,850	225,880	225,861	226,147	232,038	226,147
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0

	実績		実績見込み	見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3,072	3,122	3,090	3,133	3,137	3,193	3,137
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
施設サービス							
介護老人福祉施設	1,305,251	1,316,043	1,314,695	1,349,031	1,366,691	1,406,388	1,423,241
介護老人保健施設	530,103	494,797	431,623	507,754	527,718	551,695	556,699
介護医療院	33,366	33,760	30,723	31,156	31,196	31,386	31,196
居宅介護支援	202,345	204,464	196,450	199,223	199,348	198,829	202,811
合計【介護給付費】	4,065,392	4,015,472	3,927,677	4,081,448	4,141,229	4,254,314	4,289,638

(2) 予防給付費

必要サービス量に基づいて算出した予防給付費は、次の通りです。

(千円)

	実績		実績見込み	見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	21,959	21,945	22,666	22,986	23,015	23,015	23,015
介護予防訪問リハビリテーション	339	215	202	205	206	206	206
介護予防居宅療養管理指導	1,001	896	1,412	1,563	1,565	1,565	1,565
介護予防通所リハビリテーション	39,196	43,486	46,347	49,639	52,849	56,653	55,716
介護予防短期入所生活介護	1,620	1,108	1,089	1,105	1,106	1,154	1,106
介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)	1,033	853	954	967	969	981	969
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	16,910	17,961	19,642	20,367	21,167	21,936	21,744
特定介護予防福祉用具購入費	1,216	1,202	1,359	1,359	1,359	1,359	1,359
介護予防住宅改修費	6,409	5,968	5,850	5,850	5,850	5,850	5,850
介護予防特定施設入居者生活介護	2,042	2,149	3,374	4,039	5,138	6,901	6,851
地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,382	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	634	0	0	0	0	0	0
介護予防支援	19,146	20,090	20,388	20,953	21,257	21,534	21,368
合 計【予防給付費】	113,887	115,873	123,283	129,033	134,481	141,154	139,749

(3)標準給付費

以上により算出された介護給付費および予防給付費に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、審査支払手数料を加えた第9期計画期間の標準給付費見込額は、約136億円と見込んでいます。

(千円)

	実績		実績見込み	見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
標準給付費	4,432,880	4,351,195	4,265,495	4,456,510	4,520,364	4,639,786	4,671,666
総給付費	4,179,279	4,131,345	4,050,960	4,210,481	4,275,710	4,395,468	4,429,387
特定入所者介護サービス費等給付額	148,388	118,578	113,637	143,983	143,180	142,196	141,763
高額介護サービス費等給付額	85,888	82,421	78,948	83,555	83,109	83,885	82,054
高額医療合算介護サービス費等給付額	16,058	15,434	18,538	15,365	15,260	15,154	15,341
審査支払手数料	3,267	3,417	3,412	3,126	3,105	3,083	3,121

2 地域支援事業の見込み

第9期計画期間の地域支援事業費見込額は、約6億6千万円と見込んでいます。

	実績		実績見込み	見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
地域支援事業費 (千円)	205,974	195,627	213,529	220,782	220,943	222,557	174,793
保険給付見込額に 対する割合(%)	4.4	4.3	4.8	4.7	4.7	4.6	3.6

3 介護保険料

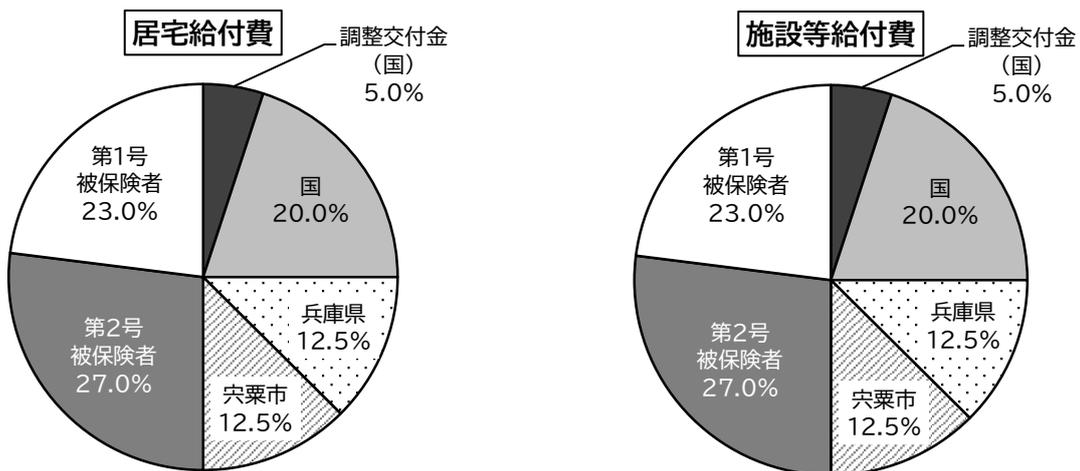
(1) 介護保険の財源

介護保険制度における保険給付費、地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料、国・県・市の負担金、国の調整交付金から構成されます。第1号被保険者の負担割合は、第8期計画と同じく23.0%となります。

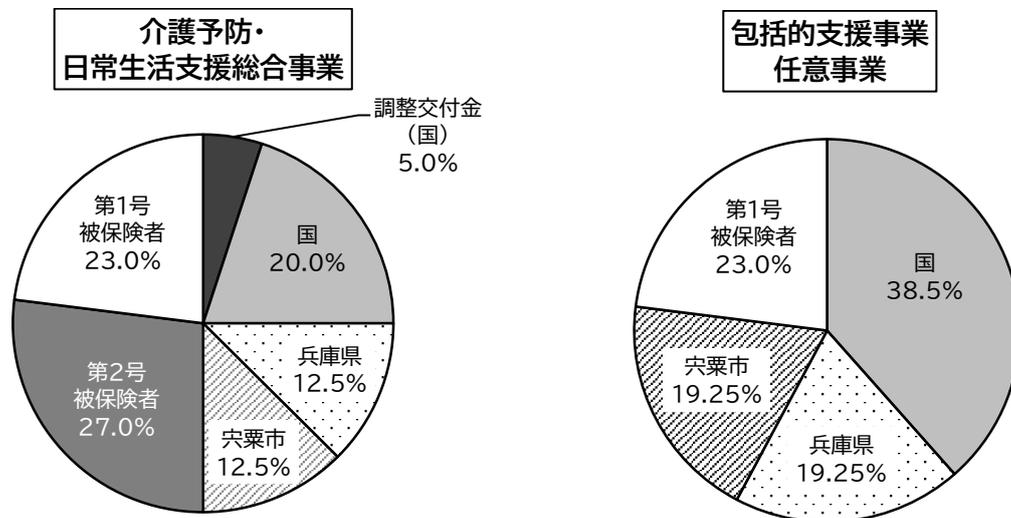
ただし、財源構成における調整交付金は、後期高齢者加入割合及び所得段階別被保険者割合などの全国平均との格差により生ずる保険料基準額の格差調整のために交付され、全国ベースで給付費の5%相当分を交付するものとなっており、調整交付金の割合によって、第1号被保険者の負担割合は増減します。

地域支援事業費のうち包括的支援事業と任意事業の財源は、第2号被保険者の負担がなくなり、第1号被保険者の保険料、国・県・市の負担金、国の調整交付金から構成されます。第1号被保険者の負担割合は、同じく23.0%となります。

■ 保険給付費



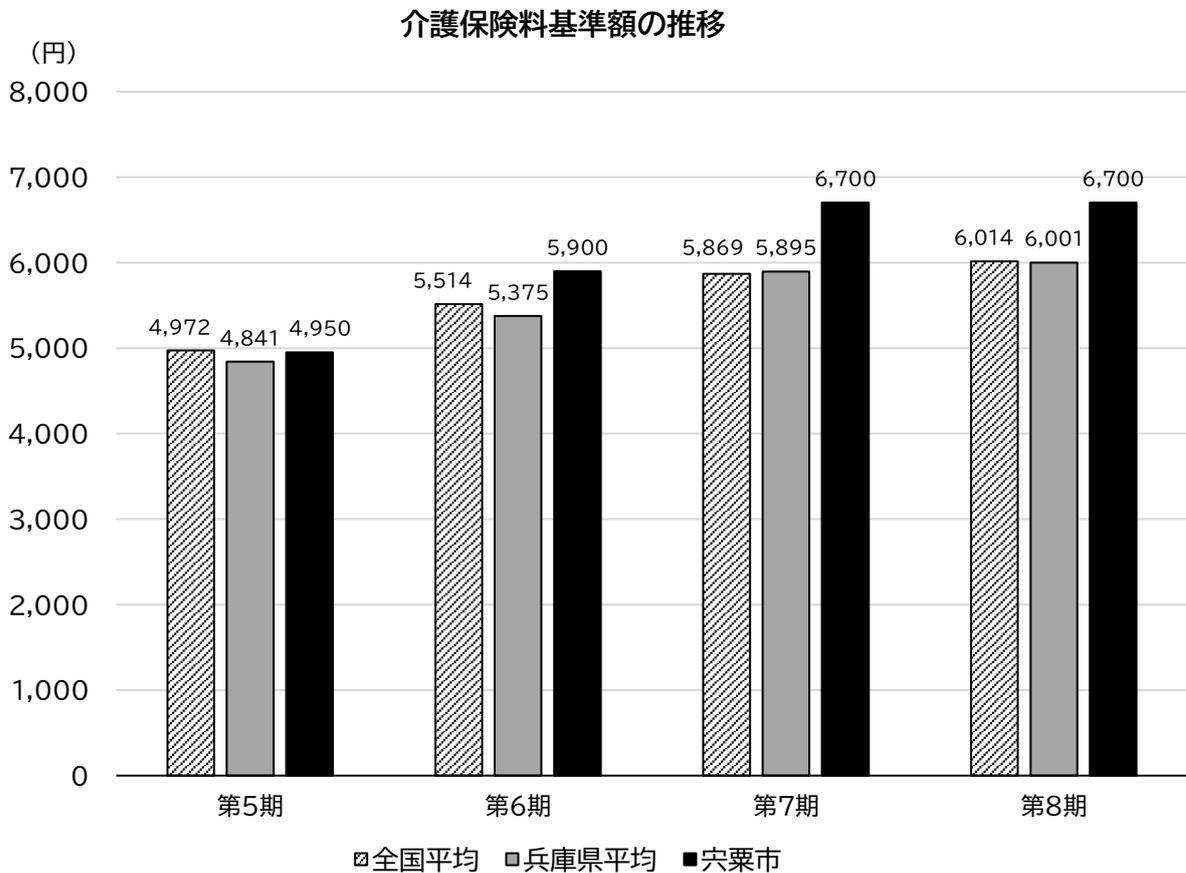
■ 地域支援事業費



(2)介護保険料基準額の推移

65歳以上の介護保険料(第1号保険料)は、市区町村(保険者)ごとに決められ、3年ごとに策定される介護保険事業計画の計画期間(3年間)の介護サービス事業量、給付費などをもとに算出し、一人あたりの平均的な保険料額(基準額)を決定します。

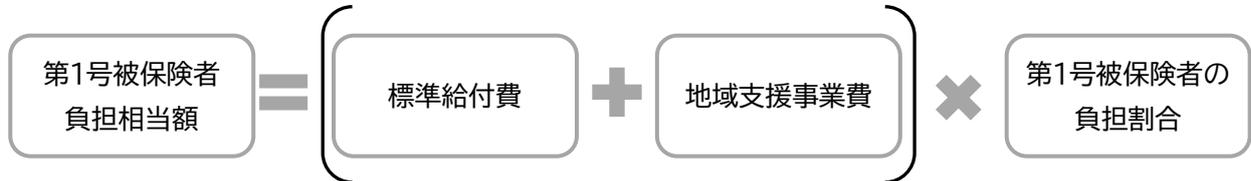
本市の介護保険料基準額は、第5期(平成24年度から26年度)計画においては、保有していた約2億円の介護給付費準備基金の活用により大幅な保険料の軽減を図った結果、全国平均を下回りました。第6期(平成27年度から29年度)計画では、前期ほどの基金の活用を見込めず、全国平均を上回る金額設定となりました。第7期(平成30年度から令和2年度)計画では、2千万円、第8期(令和3年度から5年度)計画では1億3千万円の基金の活用を見込みましたが、全国平均を上回りました。



(3)介護保険料算出の流れ

① 第1号被保険者負担相当額

第9期計画における第1号被保険者負担相当額は、標準給付費と地域支援事業費の合計金額の23.0%で算出します。



② 調整交付金

調整交付金は、第1号被保険者の後期高齢者の割合や所得段階別割合による市町村間の格差を調整するために国から交付されます。第9期計画における交付割合は、令和6年度4.75%、令和7年度4.38%、令和8年度4.07%と見込みます。

③ 介護給付費準備基金の活用

介護給付費準備基金とは、各計画期間における保険料の余剰分を積み立て、本計画及び次期計画期間において、保険料の不足分に充てるために活用する基金です。第9期計画では約2億5千7百万円の基金の活用を見込みます。

④ 保険料収納必要額の算出

以上をもとに、保険料収納必要額を算出します。



※調整交付金が5%を上回る場合は、上回る額を第1号被保険者負担相当額から減算し、5%を下回る場合は、下回る額を第1号被保険者負担相当額に加算する。

⑤ 予定保険料収納率の算出

第9期計画期間における収納率は、実績から99.29%と見込みます。

⑥ 第1号被保険者数の補正

所得段階別の被保険者数に、各所得段階別の保険料率を掛け合わせ、補正した人数を算出します。

⑦ 第1号被保険者の介護保険料基準額の算出

予定保険料収納率を反映した保険料収納必要額を補正後の第1号被保険者数で除算し、保険料基準額を算出します。

(4)第1号被保険者の保険料基準額

保険料収納必要額(⑦)を所得段階別加入割合補正後の第1号被保険者数(⑧)で除算し、第9期計画期間(令和6年度から8年度)における第1号被保険者の保険料基準月額を算定します。

(①~⑦：千円、⑧：円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3年間合計
①標準給付費	4,456,510	4,520,364	4,639,786	13,616,660
②地域支援事業費	220,782	220,943	222,557	664,282
③第1号被保険者負担相当額 (①+②)× 0.23	1,075,777	1,090,501	1,118,339	3,284,617
④調整交付金相当額との差額				▲84,527
⑤介護給付費準備基金の活用				257,800
⑥財政安定化基金の活用による交付金				
⑦保険料収納必要額	(③-④-⑤-⑥)÷予定保険収納率(99.29%)			3,133,592
⑧所得段階別加入割合補正後の第1号被保険者数(人)	13,056	13,002	12,915	38,973
⑨保険料基準額 ⑦÷⑧÷12か月	6,700			

(5)段階別保険料

国は介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、低所得者の保険料上昇を抑制することが必要であると示しており、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化するため、標準段階を9段階から13段階へ見直しを行いました。

本市においても、国の見直しに伴い、第9期計画ではこれまでの11段階から13段階へ多段階化し、介護保険給付費及び地域支援事業費等により、第1号被保険者の所得に応じた適切な介護保険料の負担を以下のとおり求めます。

保険料段階	対象者 (所得区分等)	賦課割合	保険料	
			月額	年額
第1段階	生活保護の受給者、または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の人	基準額×0.285	1,900円	22,800円
	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人			
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円以下の人	基準額×0.485	3,200円	38,400円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で上記以外の人	基準額×0.685	4,500円	54,000円
第4段階	本人は市民税非課税(世帯内に市民税課税者がいる)で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.900	6,000円	72,000円
第5段階	本人は市民税非課税(世帯内に市民税課税者がいる)で上記以外の人	基準額×1.000	6,700円	80,400円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.200	8,100円	97,200円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上、210万円未満の人	基準額×1.300	8,800円	105,600円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上、320万円未満の人	基準額×1.500	10,100円	121,200円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上、420万円未満の人	基準額×1.700	11,400円	136,800円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上、520万円未満の人	基準額×1.900	12,800円	153,600円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上、620万円未満の人	基準額×2.100	14,100円	169,200円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上、720万円未満の人	基準額×2.300	15,500円	186,000円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.400	16,100円	193,200円

※賦課割合は、国が示す段階別の乗率を使用しています。(第1段階から第3段階については、公費による低所得者保険料軽減後の乗率 第1段階:0.455→0.285 第2段階:0.685→0.485 第3段階:0.690→0.685)

※各段階の保険料は、基準額(月額)に賦課割合を乗じた金額を端数処理しています。

※(合計)所得金額は、介護保険法施行令の規定に基づき算定した額とします。(表記については調整中)

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進管理

本計画は、高齢社会が進むなか、介護や支援を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生きがいをもち、安心して暮らせるまちの実現をめざします。そのためには、市民・地域・行政・介護サービス事業者・医療機関等が一体となって本計画を推進する必要があります。

そこで、本市の関係各課が中心となり、高齢者の健康・介護予防、生きがいづくり、住まいの整備など高齢者をサポートする幅広い取組を計画的・総合的に進めます。

また、主な取組の方向性の状況や数値目標の達成状況について評価を行い、その後施策・事業に反映できるよう、PDCAサイクル(計画の作成→計画の実施→点検・評価→改善)による効果的な進行管理を行います。

2 庁内における連携体制

本計画に係る事業は、保健事業、介護サービス、障がい福祉サービス、介護予防、高齢者福祉サービス等の保健福祉関連分野だけでなく、まちづくりや交通政策、生涯学習等多岐にわたる施策が関連します。

このため、関係各課が連携し、一体となった取組を進めることで、計画の円滑な推進を図ります。

3 地域住民・関係機関・団体やサービス事業者、県等との連携

社会福祉協議会や医師会、民生委員・児童委員、老人クラブ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO等、様々な団体及び兵庫県との協働体制及び連携の強化に取り組み、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりの推進を図ります。

4 計画の周知・啓発

本計画について、広報紙やリーフレット、市のホームページなど多様な媒体や各種事業を通して広報活動を行い、市民やサービス事業所等への周知・啓発を図ります。

資料編

1 宍粟市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会条例

平成17年4月1日条例第99号

改正

平成30年3月12日条例第10号

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき、宍粟市高齢者福祉計画及び宍粟市介護保険事業計画（以下これらを「計画」という。）を策定し、計画を円滑に推進するために、宍粟市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務内容)

第2条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 計画の策定及び改定
- (2) 提供するサービスの状況、事業者の連携状況の評価
- (3) 行政機関における調整及び連携等の点検と評価
- (4) サービスの質的な観点や地域の保健・医療・福祉の関係委員会等の意見を反映した評価
- (5) 住民及び利用者のサービスに対する満足度等の評価
- (6) 介護保険計画の進行状況について市から報告を受け、進行の遅れのある事業については原因を究明し、改善について勧告する。
- (7) 利用者からの苦情について調整し、解決に当たる。
- (8) 委員会は、業務を通じて課題の意見と改善策について調査研究し、制度見直しに備える。

(組織)

第3条 委員会は、13人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 被保険者の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数となったときは、委員長の決するところによる。
(報告)

第7条 委員長は、委員会の意見をまとめて市長に報告する。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、宍粟市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年宍粟市条例第45号）の規定に基づき、支給するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月7日条例第2号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(宍粟市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 宍粟市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年宍粟市条例第45号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成30年3月12日条例第10号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(宍粟市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 宍粟市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年宍粟市条例第45号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

2 計画策定の経過

年月日	回数	内容
令和5年6月29日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ●議題 ・計画の策定方針について ・年間策定スケジュールについて ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果報告について ・計画および計画骨子の概要について
令和5年9月28日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ●議題 ・第8期計画における施策検証について ・第9期計画の素案について
令和5年11月2日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ●議題 ・計画素案について ・介護保険事業の見込みについて ・介護保険料について
令和6年2月1日	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ●議題

3 宍粟市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画推進委員名簿

氏 名	所 属 団 体
◎稲用 博史	宍粟市医師会
○森田 圭	兵庫県介護支援専門員協会宍粟支部
山中 潤一	宍粟市医師会
垣内 佑亮	宍粟市歯科医師会
縣 俊孝	宍粟市薬剤師会
黒田 茂	宍粟市民生委員児童委員協議会連合会
東 由美	宍粟市社会福祉協議会
山田 基浩	特別養護老人ホームちくさの郷
大坪 桂子	ケアハウスサン白寿 特別養護老人ホームやまさき白寿園
檀山 幸代	まどか園ヘルパーステーション
岡西 清治	公募
鳥居 洋子	公募

◎ 委員長 ○ 副委員長

計画策定アドバイザー

山本 隆裕	兵庫県西播磨県民局龍野健康福祉事務所
-------	--------------------

4 用語解説

【あ行】

インフォーマルなサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援(フォーマルサービス)以外の支援のこと。具体的には、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、NPO などの制度に基づかない援助などを指す。

SOSネットワーク

認知症などの病気のために見守りが必要な人の情報を事前に登録し、行方不明時には各関係機関と連携して早期発見に努める。登録者は靴に貼る「ピカッとシューズステッカー」が利用できる。

NPO

Non Profit Organization の略で、営利を目的としないで、社会的使命の実現を目的とする民間組織のこと。狭義では、特定非営利活動促進法に基づき都道府県知事又は内閣総理大臣の認証を受けたNPO法人(特定非営利活動法人)を指す。

エンディングノート

自分の人生の終末について、家族や友人に伝えたいことや自分の希望などを記したノート。遺言書とは違い、エンディングノートには法的な強制力はない。

オレンジカフェ(認知症カフェ)

認知症の人や家族等が気軽に相談でき、自分たちの思いを話せる場所。

【か行】

介護支援専門員(ケアマネジャー)

要介護者の自立支援や家族など介護者の介護負担軽減のための必要な援助に関する専門的知識・技術を有する人で「ケアマネジャー」とも呼ばれている。要介護者や家族の依頼を受けて、その心身の状況や置かれている環境、要介護者や家族の希望を勘案して、介護サービス計画を作成するとともに、その介護サービス計画に基づいて介護サービス事業者との連絡調整などの支援を行う。

介護マーク

認知症の方などの介護は、他の人からみると介護をしていることがわかりにくいいため、誤解や偏見を持たれることがあり、介護する方が介護中であることを周囲に理解してもらうために作成されたマーク。平成 23 年に静岡県が考案したもので、全国への普及が進められている。

介護予防

高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ(発生を予防する)こと、要介護状態になっても状態がそれ以上重度化しないようにする(維持・改善を図る)こと。

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者の多様な生活支援ニーズを地域で応えるため、軽度者向け(要支援1・2)の訪問介護、通所介護を全国一律の基準に基づくサービスから地域の実情に応じ、市町村が効果的かつ効率的に実施することができるようにする事業。

基幹相談支援センター

障がいのある人の地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施する。

居宅介護支援事業所

県の指定を受けた、介護支援専門員がいる機関。要介護認定の申請の代行や、要介護1～5と認定された方が介護サービスを利用するとき必要となる介護サービス計画(ケアプラン)の作成を行う。また、サービス事業者との連絡・調整なども行っている。

ケアプラン

利用者や家族の状況に応じて利用者の自立支援に資するよう、サービス担当者会議においてサービス提供担当者等からの専門的な意見を踏まえ作成される利用者のニーズと生活上の課題解決のための具体的なサービス計画のことで、介護保険対象外のサービスも盛り込まれる。なお、介護保険のサービスを受けるためには、ケアプランの作成が必要で、基本的にはケアマネジャーが作成する。

【さ行】

市民後見人

成年後見制度において、裁判所が選任した専門職以外の第三者後見人のこと。親族後見の割合が年々低下しており、弁護士などの専門職の第三者後見人の受任者不足が見込まれている。市民が後見人として必要な知識を身につけるための研修を実施し、第三者後見人として確保しようという取り組みが始まっている。

社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障がいがある方又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う。国家試験である社会福祉士試験に合格し、所定の手続きをすることで資格が取得できる。

主任介護支援専門員

一定の実務経験をもつケアマネジャーで専門研修を受講した者。ケアマネジャーの業務に対し、十分な知識と経験を有し、ケアマネジメントが適切に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を習得した者であり、地域におけるケアマネジャーのネットワーク構築や他のケアマネジャーに対する適切な指導・助言などを行う。

消費生活センター

消費生活に関する様々な相談や苦情を受け付け、解決のためのアドバイス等被害の回復を図る機関。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者のこと。

生活支援サービス

平成22年4月26日に公表された地域包括ケア研究会報告書によると、生活支援サービスとは、「見守り、緊急通報、安否確認システム、食事、移動支援、社会参加の機会提供、その他電球交換、ゴミ捨て、草むしりなどの日常生活に係る支援」とされている。

成年後見制度

認知症などのために判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、成年後見人などが財産管理等を行い、本人を保護・支援する制度。

相談支援専門員

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行に関する支援等全般的な支援を行う。

【た行】

地域支援事業

要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り、地域において自立した生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供する事業。

地域包括ケア「見える化」システム

都道府県・市町村における介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が一元化されており、地域間比較等による現状分析から、自治体の課題抽出を容易に実施可能とし、関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有することができ、自治体間・関係部署間の連携が容易となる。

【な行】

日常生活圏域

介護保険事業計画において、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して市町村が定める区域をいう。

認知症キャラバンメイト

地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」をつくる「認知症サポーター養成講座」の講師役。

認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講して認知症を正しく理解した上で、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。

認知症疾患医療センター

認知症の鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに認知症を専門としない一般開業医等への研修を行う医療施設で、介護との連携を図る担当者が配置される。

【は行】

フレイル

要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態のこと。

保健師

保健師助産師看護師法に規定される専門職です。個人や集団に対して、健康保持増進の指導、疾病予防の指導、健康相談、健康教育など広く地域住民の公衆衛生に必要な援助を行う。

【や行】

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。

要介護認定

申請者の要介護(支援)状態区分について、一定の有効期間を定めて市町村が行う認定のこと。被保険者の申請の後、認定調査員による心身の状況等に関する認定調査の結果と主治医の医学的見地から主治医意見書により、全国一律のコンピュータソフトにより一次判定を行い、次いで一次判定の結果と認定調査票特記事項、主治医意見書をもとに介護認定審査会(保健・医療・福祉の専門家による審査会)において最終的な判定(二次判定)を行う。

予防給付

要支援1・2の方に対する介護サービス。要支援1・2の方は要介護状態が比較的軽度で、状態の維持・改善の可能性が高いため、より「自立支援」に資するようサービスが提供される。

宍粟市高齢者福祉計画
第9期宍粟市介護保険事業計画

令和 年 月

発行:宍粟市 健康福祉部 高年福祉課・福祉相談課
〒671-2573 兵庫県宍粟市山崎町今宿5番地15
TEL:(0790)63-3160
FAX:(0790)63-3175